

除雪ドーザ
(11 t 級、サイドスライドアングリングプラウ付)

仕 様 書

令和 8 年 度

広 島 県

除雪ドーザ(11t級、サイドスライドアングリングプラウ付)仕様書

概 要

この仕様書は、除雪ドーザ（11 t 級、サイドスライドアングリングプラウ付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、かつ平成 17 年法律第 51 号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」でなければならない。

ただし、平成 26 年特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等一部改正の基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については、契約担当職員（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1 性 能(JCMAS T007 性能試験)

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 除雪幅（アングル角 30 度において） | 2.8 m 以上 |
| (2) 除雪能力（プラウ排雪） | 2,500 t/h 以上 |
| (3) 走行速度 | (前進) 30 km/h 以上
(後進) 15 km/h 以上 |
| (4) 最大けん引力 | 78.0 kN 以上 |
| (5) 騒音レベル | 85 dB(A) 以下
(オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて) |

2 主要諸元

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 全 長（除雪装置地上、ストレート時） | 8,000 mm 以下 |
| 〃 （プラウ接地、30 度アングリング時） | 9,000 mm 以下 |
| (2) 全 幅（車両単体） | 2,600 mm 以下 |
| (3) 全 高（黄色灯火上端まで） | 3,700 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 300 mm 以上 |
| (5) 車両総質量 | 10,000 kg 以上 ～ 13,000 kg 未満
なお、「7 付属装置及び付属品 7－2 車両総質量に含まないもの」以外は、
本車両総質量に含むものとする。 |
| (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 5.5m 以下 |
| (7) 乗車定員 | 2 人 |

3 車 体

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 機 関 | |
| 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 81kW 以上 |
| (2) 動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする。 |

- | | |
|------------|--|
| (3) タイヤ | |
| 形 式 | スノータイヤ |
| (4) かじ取装置 | |
| 形 式 | 車体屈折式 |
| (5) 運 転 室 | |
| 構 造 | 全鋼製密閉形 |
| 窓 | (前)熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付
(後)冬用ワイパーブレード付 |
| (6) 走行安定装置 | 振動抑制装置を付加すること。 |

4 除雪装置

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 形 式 | サイドスライドアングリングプラウ形油圧式 |
| (2) 能 力 | |
| 切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端) | 地下 100 mm～地上 3,000 mm 以上 |
| アングリング角度 | 左右各 30 度 以上 |
| 上昇速度 (切刃下端、機関定格回転速度において) | 500 mm/s 以上 |
| 横送り長さ | 左右各 350 mm 以上 |
| (3) プラウ | |
| 構 造 | 鋼板円筒曲面構造
反転エッジ装着 |
| 全 幅 | ストレート時 3,300 mm 以上 |
| 全 高 | 1,000 mm 以上 |
| そ り | 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること |
| 切 刃 | ストレート形平形刃先(JIS D6101)
両サイドシャッター付 (運転室内で操作可能なこと) |

5 計器類

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 1 式 |
| (2) 運行記録計 (45 km/h、7 日計) | 1 式 |
| (3) 燃料計 | 1 式 |
| (4) アワーメータ | 1 式 |
| (5) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| (6) 水温計 | 1 式 |
| (7) 充電警告灯 | 1 式 |

6 照明装置類

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 前方作業灯 | 2 灯以上 |
| (2) 後方作業灯 | 2 灯 |
| (3) 黄色灯火 (散光式またはLED式) 全幅 1,100mm 以上 | 1 灯 |

7 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー（後方 1mにおいて、音圧 80dB(A)以上）	1 式
(2) エアコン	1 式
(3) ウインドウォッシャー（電動式）	1 式
(4) 標識板（300 mm×570 mm以上、車体後部取付）	1 式
(5) アンダーミラー（後）	1 式
(6) バッテリースイッチ	1 式
(7) 後方確認カメラ・モニター	1 式
(8) グリスポンプ	1 式
(9) シガーソケット（2 口以上）	1 式
(10) 床マット	1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部
(5) 性能確認書	1 部
(6) タイヤチェーン（H形 10×13）× 3、チェーンバンド× 1	1 式
(7) アドブルー 20 L× 3	1 式

8 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間 が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

ア 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

イ 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5 建設機械番号等の車体表示について

乙は建設機械番号等の車体表示について、その表示内容及び表示位置等は甲と打合せを行い、承諾を得ることとする。

11-6 承諾仕様書及び図面の作成

乙は製作にあたり仕様書及び図面（一般図程度）により打合せを行い、甲の承諾をうけるものとする。

12 納入場所

名称 広島県西城スノーステーション

住所 庄原市西城町熊野 500-1